

戸田市告示第 2 9 9 号

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項に基づく戸田市屋外広告物条例（平成 2 5 年条例第 3 9 号）第 2 0 条及び第 2 1 条の規定により、法第 7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広告物（以下「広告物」という。）を保管している旨を、次のとおり告示します。

令和 8 年 7 月 1 3 日

戸田市長 菅原 文仁

- 1 除却した広告物
別紙「屋外広告物等保管物件一覧簿（貼り札等）」のとおりに
- 2 保管物件一覧簿の閲覧場所
都市整備部都市計画課
- 3 公示期間
公示の日から 2 日間

第10号様式 (第18条関係)

屋外広告物等保管物件一覽簿 (貼り札等)

[illegible]